

# 日経新聞

行發社合聯聞

213 (No. 599)

行發日五廿月七年六和昭

號七十二第

卷二十第

(可認物便郵種三第日九月十年正大回一  
行發日)

## ドイツの財政状態益々悪化

フーヴァー大統領のモラトリアムのお蔭でドイツは本年七月一日から向ふ一ヶ月間賠償金を支拂はないでよい事になった(この金額は邦貨にする三八億圓以上になる)併しこれでドイツは救はれたと考へるに大違ひ。

ベルリン 七月五日(日)

ドイツの財政状態はフーヴァー大統領がモラトリアムを提唱した時に比べて却つて反動的に悪化して、今やドイツは破産に瀕せんと云はれるに至つた。

因にドイツ國立銀行では發券準備が法定の四十バーセント近く迄に激減して來たのでドイツ銀行總評議會では緊急會議を開いて金準備問題の重要審議を行ひ、この點に關し「國立銀行は例外的事態に應ずる爲め金準備を四十分セント以下に減するに至るかも知れない」と聲明するに至つた。

### 民間實業家政府を援助

ベルリン 七月七日(火)

本日ドイツの各有力銀行、商工業及び造船業等凡そ一千を算する主要實業會社代表は重要財政會議の結果外國クレジットのドイツ國外引揚げを防止しドイツの財政金融状態を鞏固ならしむる爲め政府を援助するに決しドイツ國立銀行總裁ルートル氏宛書信を以てその意向を表明した。而して其内に披瀝された具體案は金割引銀行(ドイツ國立銀行の子銀行)の能率の最高標準を維持する爲め同銀行の社債を五億金マルク迄受けると云ふにあり、ドイツ國立銀行は直ちに其申出を受諾した。

### 緊急令出づ

ベルリン 七月八日(水)

而して大統領ヒンデンブルグ元帥は右國立銀行と民間會社との協定を有効に實施するため憲法第四十八條の規定に基きその有効を規定する緊急命令に署名してその公布方を裁可した。その

緊急令は即時効力を發生するが、これ

は英、米銀行團と來る七月十五日迄に

多額の資金借入交渉をなすに際し、

大いにドイツの立場を強からしめるも

のである。

債務を延期する話がついたら、今度

は新に金を貸してくれと言ひ出した。

その金といふのは四億圓乃至六億圓といふ大金である。

### 獨國銀總裁の奔走

本月九日の午後一時二十四分のこと

である。ドイツのライヒス銀行の總裁

裁ルツター氏(Dr. Hans Luther)が飛

行機でロンドンのクロイドン飛行場へ

到着した。彼は直ちにイングランド銀

行にかけつけ、そこでノルマン總裁に

會見した。そしてライヒス銀行の正

貨準備の減つたことや、ドイツの財界

の窮迫せる事情を述べ、直ちに六億圓

ばかり貸して貰ひたいと頼み込んだ。

ノルマン氏が何と答へたか――それ

はわからない。然しそれから程なくル

ツターゴノルマンの兩氏は連れ立つて

パリーへ向つた。汽車中でも二人は膝を交へてドイツ財界の救済案を練つたらしい。

英佛海峽の連絡船がフランスのカレーに着くと、ノルマンの方はパリへは行かず、スウキスのバーゼルへこ向つた。

## 米佛協定の内容

一、國際決済銀行は右拂込金をドイツ各鐵道に融資すべきこと。

一、該融資金は十ヶ年に分割拂戻さるべきこと。

次に第二部に於てはモラトリアム實

施方法並にアメリカに直接關係なき事

務に於てはモラトリアム實

現する米佛間の完全なる協定に導いた

フランスの最後對米通牒は未だ公表さ

れるに至らないが、半官的に發表せら

れる所によれば該通牒は二部よりなり

その第一部に於て米佛間に於て完全な

一致を見た諸點を列記し、その第二

部に於てこれ等諸點の実施方法並にア

メリカに關係なき事柄を記してある。

第一部に列舉せられた協定事項は左

記各項を包含したものである。

一、ドイツはモラトリアム實施期間中

も無條件賠償年賦金の支拂を繼續す

ること。

年賦金はバーゼルの國際決済銀行に拂込まるべきこと。

一、物資賠償に關し既に締結済の諸規約はその儘履行すること。

而して右二項に關してはヤング賠償

案批准各國の會議を開きその承認を經べきものである。

る五月十九日に進水したドイチランド號の姉妹艦——この建造を中止すること、今一つはドイツミオーストリードの關稅協定を中止することである。

この二つの條件を承知すれば、財界

救援の金を貸してやらうといふことを

ても未だ終らない。ライヒス銀行總裁の報告を議してゐるのである。

## 國別索引

每號連載

事項省略

A17













